



こんな時はどうするの？(利用券 Q&A)



Q1、今まで事前打合せだけして、1回も援助を依頼したことがありません。利用券が使えるなら援助をお願いしてみようかと思うのですが、急にお願いしても大丈夫ですか。

A：まずは、センターの窓口にて、【利用助成券交付申請書】を提出してください。その際、最初の依頼内容と変更があるか確認させていただきます。事前打ち合わせの内容と変わっていたら、再度打ち合わせをしていただくこともあります。



Q2、病児、病後児の預かりは、1時間900円だけど、利用券はどう使えるのですか。

A：病児、病後児の預かりにも一般の預かりと同様の枚数を使うことができます。



Q3、児童扶養手当を受給しています。利用券を使いたいのですが、手続きはどうしたらいいですか。

A：センター窓口で、児童扶養手当証書の確認をさせていただきます。
(その際証書のコピーを取らせていただきます。)
確認後、該当枚数(月/10枚)をお渡しします。



Q4、複数の提供会員さんに援助してもらっている場合は、どうしたらいいですか。

A：お一人の提供会員さんに、5枚全部使っても構いませんし、それぞれの提供会員さんに1枚ずつ使っていただいても構いません。



Q5、利用券を紛失しました。どうしたらいいですか。

A： 速やかにセンターまでご連絡ください。紛失しないよう注意をお願いします。



Q6、子ども2人兄弟の預かりをお願いしているのですが、利用券は2人分もらえますか。
また、2人目にも利用券を使えますか。

A： 子どもの人数に関わらず1世帯1冊となっています。
2人目以降の利用料(報酬額)は、半額となっておりますので
利用券は使えません。
1人目(利用料の高い方)にお使いください。



Q7、おやつ代や交通費として利用券は使えますか。

A： 利用券は、利用料(報酬額)に対してのみ使えます。
おやつ代や交通費などの実費には使えません。
また、キャンセル料にも使えません。(実費)



Q8、知り合いの人から、残った利用券を譲り受けました。
それを使用してもいいですか。

A： 使用できません。
1世帯が1か月に使用できる利用券の枚数は5枚まで
(児童扶養手当受給者は10枚まで)です。
サービスの公平性を保つため、他の依頼会員の利用券を
使用することはできません。



Q9、前月分の利用券が残っているのですが、今月分として使用できますか。

A： 使用できません。1世帯が1か月に使用できる利用券の枚数は5枚まで(児童扶養手当受給者は10枚まで)です。
前月分の利用券を破棄していただき、当月分の利用券を使用してください。

【利用券の使用をお考えのみなさんへのお願い】

利用券の交付に伴い、以下のことにご配慮をお願いします。

- 新しく利用を申し込まれる方や、今まで利用していなかった会員さんの利用も増える事が予想されます。
依頼の内容によっては、提供会員さんをご紹介するまでにお時間をいただくこともあります。また、提供会員さんが見つからなかった場合は、**援助依頼をお断わりすることもあります**のでご了承ください。
- みなさんをお手伝いしてくださる提供会員さんの事務手続き等にご負担が増えます。お互いが気持ちよく援助活動を進めていくために、早めに報酬の精算をお願いします。

【詳しいお問い合わせ】は、
まつやまファミリー・サポート・センターへ!
TEL：089-945-1008

